

船橋市高校生海外研修派遣費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市後援及び共催の承認に関する要綱第6条の規定により共催の承認を行った船橋市国際交流協会高校生海外研修派遣事業（以下「派遣事業」という。）の研修生に対し、派遣費用の一部を助成することにより、研修生の負担軽減及び派遣事業への応募促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「研修生」とは、市内に住所を有し、派遣事業の研修生として、船橋市国際交流協会の決定を受けた者をいう。

(助成の要件)

第3条 助成を受けることができる者は、当該派遣費用を負担した者とする。

(助成の額)

第4条 派遣費用の助成額は、1人当たりの派遣費用の2分の1の額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、船橋市高校生海外研修派遣費用助成申請書（第1号様式）に、第3条に規定する費用を負担したこと及び第4条に規定する1人当たりの派遣費用を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その旨を船橋市高校生海外研修派遣費用助成可否決定通知書（第2号様式）により当該申請をした者に通知する。

(助成の請求)

第6条 前条の規定による助成の決定の通知を受けた者（以下「請求者」という。）は、船橋市高校生海外研修派遣費用助成請求書（第3号様式）により市長に請求しなければならない。

2 市は、前項の規定による請求を受けてから30日以内に請求者が指定する口座へ助成額を振り込むものとする。

(非課税世帯への助成)

第7条 研修生が属する世帯の生計を主として維持している者の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）の所得割（前年の所得に係る所得割が確定していない場合にあつては、前々年の所得に係る所得割）が非課税である場合（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された場合を含む。）は、第4条に規定する助成の額に加え、1人当たりの派遣費用の4分の1の額の助成を受けることができる。

2 前項の助成を受けようとする者は、船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用助成申請書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなけ

ればならない。ただし、第1号に掲げる書類にあっては、市長が当該書類の内容を確認することができるときは、その添付を要しない。

- (1) 申請年度に係る第7条第1項に規定する市町村民税の課税状況を示す書類(申請年度に係る市町村民税が確定していないときは前年度のもの。)
- (2) 第3条に規定する費用を負担したこと及び第4条に規定する1人当たりの派遣費用を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、その旨を船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用助成可否決定通知書(第5号様式)により当該申請をした者に通知する。

4 前項の規定による助成の決定の通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用助成請求書(第6号様式)により市長に請求しなければならない。

5 市は、前項の規定による請求を受けてから30日以内に助成決定者が指定する口座へ助成額を振り込むものとする。

(変更の届出)

第8条 第5条第2項及び第7条第3項の規定による助成する旨の決定の通知を受けた者は、申請事項に変更が生じたときは船橋市高校生海外研修派遣費用助成申請事項変更届(第7号様式)に変更が確認できる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、助成の内容を変更し、又は助成しないときは、その旨を船橋市高校生海外研修派遣費用助成変更決定通知書(第8号様式)により、当該届出をした者に通知する。

(助成決定の取消し等)

第9条 偽りその他不正な手段により、助成を受けたことが明らかになった場合、市長はその助成金を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(表)

船橋市高校生海外研修派遣費用助成申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

船橋市高校生海外研修派遣費用の助成を受けるため下記のとおり申請いたします。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
研修生氏名			
研修生住所	船橋市		
派遣費用	円		

※申請者以外の者に請求・受領を委任する場合は、裏面の委任状が必要になります。

第1号様式（裏）

委任状

年 月 日

船橋市長 あて

委任者 住所
氏名
電話番号

印

私は、下記の者を代理人と認め、船橋市高校生海外研修派遣費用の助成を受けるための請求及び受領に関する一切の権限を下記の者に委任いたします。

代理人

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者）

第2号様式

第 年 月 日 号

船橋市高校生海外研修派遣費用助成可否決定通知書

様

船橋市長



先に申請のありました、船橋市高校生海外研修派遣費用助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 助成します。
助成額 円
- 2 助成しません。
理由

第3号様式

年 月 日

船橋市高校生海外研修派遣費用助成請求書

船橋市長 あて

住所（所在地）

請求者 氏名（団体名及び代表者氏名）

㊟

電話番号

年 月 日付け第 号で決定のあった船橋市高校生海外研修派遣費用助成を下記のとおり請求します。

記

請 求 額： 円

研 修 生：

口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	1. 普通 2. 当座
	(カナ) 口座名義			

第4号様式

船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用助成申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用の助成を受けるため下記のとおり申請いたします。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
研修生氏名			
研修生住所	船橋市		
派遣費用	円		

本申請にあたり、市が要件確認のために必要に応じて、世帯課税台帳等を確認することについて、同意します。

(同居、生計を一にする) 保護者署名 _____ 続柄 ()

第5号様式

第 号
年 月 日

船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用助成可否決定通知書

様

船橋市長



先に申請のありました、船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用助成について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成します。

助成額 円

2 助成しません。

理由

第6号様式

年 月 日

船橋市非課税世帯高校生海外研修派遣費用助成請求書

船橋市長 あて

住所
請求者 氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け第 号で決定のあった船橋市非課税世帯高校生海外
研修派遣費用助成を下記のとおり請求します。

記

請 求 額 : 円

研 修 生 :

口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	1. 普通 2. 当座
	(カナ) 口座名義			

第7号様式

船橋市高校生海外研修派遣費用助成申請事項変更届

年 月 日

船橋市長 あて

住所
氏名
電話番号

申請事項に変更が生じたので、必要書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

変更事項	
変更後の状況	

第8号様式

第 号
年 月 日

船橋市高校生海外研修派遣費用助成変更決定通知書

様

船橋市長



年 月 日付けで届出のあった船橋市高校生海外研修派遣費用の助成の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成の内容を変更します。

変更事項	
変更後の状況	

- 2 助成しません。
理由